

中 野 区 子 ど も 総 合 計 画
令 和 5 年 度 事 業 実 績
(案)

令和6年9月

中野区

目次

1 各目標における主な取組みの各事業実績

目標Ⅰ	子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	
	取組みの方向性(1) 子どもの権利に関する理解促進	… 1
	取組みの方向性(2) 子どもの意見の表明・参加の促進	… 3
	取組みの方向性(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	… 5
	取組みの方向性(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	… 11
目標Ⅱ	子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する	
	取組みの方向性(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目ない支援	… 17
	取組みの方向性(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	… 23
	取組みの方向性(3) 子どもの発達・成長に応じた支援	… 26
目標Ⅲ	子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	
	取組みの方向性(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	… 29
	取組みの方向性(2) 質の高い教育・保育サービスの提供	… 32
目標Ⅳ	あらゆる若者の社会参画を支援する	
	取組みの方向性(1) すべての若者のすこやかな育成支援	… 35
	取組みの方向性(2) 若者の課題解決に向けた支援	… 37
目標Ⅴ	子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	
	取組みの方向性(1) 地域における子育て支援活動の推進	… 42
	取組みの方向性(2) 子育て世帯が住み続けたいとなる環境の整備	… 44

2 需要見込みと確保方策の事業実績

(1) 幼児期の学校教育・保育の需要見込みと確保方策

■ 幼児期の学校教育…認定こども園、幼稚園	
1号認定(満3歳以上)	… 47
■ 保育…認定こども園、保育園、地域型保育事業、認可外保育施設	
2号認定(満3歳以上)	… 47
3号認定(0歳児)	… 48
3号認定(1・2歳)	… 48

(2)地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策	
■ 利用者支援事業	… 49
■ 地域子育て支援拠点事業	… 49
■ 妊婦健康診査	… 49
■ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	… 50
■ 養育支援訪問事業	… 50
■ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業	… 50
■ 子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	… 51
■ 幼稚園における一時預かり事業	… 51
■ 一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業	… 52
■ 延長保育事業	… 52
■ 病児・病後児保育事業	… 53
■ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	… 53
■ キッズ・プラザ事業・放課後子ども教室推進事業	… 54
■ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	… 54
■ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	… 54
3 中野区子ども総合計画令和5年度事業実績子どもの権利の視点による 評価・検証結果について	… 55

1 各目標における主な取組みの各事業実績

主な取組②子どもの権利に関する学習機会の充実(計画冊子:P.66)											
重点事業	子どもの権利に関する研修・講座	区の職員や学校の教職員、施設職員等の子どもに関わる専門職、子ども支援・子育て支援団体等に関わる大人に対して、子どもの権利に関する研修や講座を実施します。	研修・講座の実施回数	-	30回 (5年間延べ)	9回	区立学校の校長、副校長、教務主任や、児童館、学童クラブ、キッズプラザの職員、その他区の職員や育成活動団体に 対し、子どもの権利に関する研修や講座を実施した。	(1)子どもが大人に理解してもらいたい、知ってもらいたいことなど、子どもからの意見も取り入れながら、研修、講座の内容を検討していく予定である。 (2)この事業は大人を対象としたものである。 (3)子どもと日々密接に関わる施設の職員に研修できたことで、施設運営に子どもの権利の視点を意識するなど、一定の効果があったのではと考える。	まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障していくためにも、区民を対象とした研修や講座も充実させ、子どもの権利に関する理解促進を図っていく必要がある。	子ども・教育政策課	
			研修・講座の参加人数	-	1,000人 (5年間延べ)	459人	同上	(1)同上 (2)同上 (3)同上	同上	子ども・教育政策課	
事業	「子どもの権利」に関する学習機会の充実	子どもの居場所等において、子ども向けの出前授業や学習プログラムを実施します。					○	-	(1)過去、児童館と連携し実施してきた事業での、参加した児童の意見や反応を考慮し、実施内容を検討した。 (2)実施児童館の協力を得て、子ども向けの児童館だよりで周知してもらった。 (3)訪問時に来館している児童に声をかけ、参加を促し、子どもの権利に興味がないと感じられる子どもに対しても、機会を与えることができた。	より多くの子どもに対し学習機会を提供していけるよう、学校、学童クラブ、図書館など、他の子どもの居場所でも実施できるよう、検討していく。	子ども・教育政策課
	「子どもの権利」に関わる学校での取組(再掲)	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。					○	-	(1)各小・中学校において学級活動や生徒会活動、学校行事等において、児童・生徒の意見や考え、思いを安心して表明できる場をより増やすための取組を行った。 (2)11月20日の「中野区子どもの権利の日」をきっかけとするなど、教育活動の様々な場面において、子どもの権利について知る機会を設けた。 (3)子どもたちの達成感、成就感、自己肯定感、他者とのつながり等を高めることにつながった。	翌年度以降は予算化し、子どもの意見を反映させた教育活動がより推進されるようにする。	指導室
	人権教育、道徳教育	教育活動全体を通して生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。					○	-	(1)日常の授業において、一人ひとりが安心して考えたり、発言したりできるように、各校の教員が配慮している。 (2)学校の様々な教育活動を通して、人権教育や道徳教育の大切さに触れながら指導している。 (3)一人ひとりの児童・生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになっている。	児童・生徒の実際の行動につながるようにすることが必要である。	指導室
	「子どもの権利」に関わる図書の充実(再掲)	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会として、子どもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。					○	-	(1)児童向け企画事業実施時にアンケートを行い、好きな本を選んでもらい、新しい図書の選書時の参考とした。 (2)11月中旬から12月下旬にかけて、子どもの権利写真展を行ったほか、常設の展示コーナーを設けて、子どもの権利について周知した。 (3)子どもにアンケートで好きな本を選んでもらい、図書館の選書基準と合致したものについて、購入し、子どもたちに貸出を行った。	-	子ども・教育政策課
	「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。					×	×	(1)今後、子どもからの意見も取り入れながら、講座の内容を検討していく予定である。 (2)この事業は大人を対象としたものである。 (3)効果の計り方も含め、事業の内容を検討していく。	実施を検討するにあたり、保育施設等と連携し、子どもの意見や考えを上手に聴いていく必要がある。	子ども・教育政策課

	ICT教育の推進	区立小・中学校におけるICT環境を整備し、ICTを活用した学習を推進します。		○	区立学校に対する専門的な支援体制として、GIGA支援員に加え、ICTスタッフを導入した。	(1)児童生徒に貸与されている端末について、学校内のすべての教室からネットワーク環境に接続することができる。 (2)児童生徒に貸与されている端末について、利用操作時の不明点や機器の不具合があれば、教員に伝え、対応してもらえる環境がある。 (3)ICTスタッフ導入による教員のICT機器の操作方法取得に要する時間の削減により、学校内でのICT機器の活用が進むものと認識している。	機器のリブレースや機器の増加により、今後も様々な利用方法が考えられる。引き続きICT環境の充実を図っていく。	指導室 学務課
	教育支援室運営	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導や編入前支援等を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。		○	-	(1)教育支援室では、子どもの意見を取り入れながら、バーチャルラーニングプラットフォームの運用・活用を進めたり、一人ひとりの興味関心に合わせて学習活動を選べるように、様々な場を提供した。また、区内の児童・生徒が通いやすいよう北部、中部、南部に分室も設置した。 (2)教育委員会主催で不登校の児童・生徒の保護者会を実施し、支援先の情報を提供した。 (3)中学校3年生の生徒については、ほぼ全員が適切な進学先に進学することができた。	不登校児童・生徒の状況を分析し、一人ひとりのニーズに合った多様な学習の場を設定し、選択できるようにする。	指導室

事業	DV、デートDV防 止	児童・生徒向けに、いじめや心のあり方、人間関係等について考え、自他を尊重する意識を学ぶ講座を実施し、交際相手からの暴力(デートDV)根絶の契機とします。		○	-	(1)中学校や大学において実施しているデートDV防止講座では、アンケートを実施しており、回答結果を施策に反映することを検討している。 (2)大学の授業の一環として、講座を実施したため、令和5年度に関しては、周知の必要性がなかった。 (3)講座を実施したことにより、DV、デートDVが子どもにとって身近な問題として存在していることを認識する機会となった。	DV、デートDVの防止に向け、より多くの児童、生徒が学べるよう、実施方法、回数について検討を行う。	企画課
	消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。		○	-	(1)若者が活動する学校施設と連携し、消費生活センターの周知を図った。 (2)若者向け相談についてのご案内チラシや啓発ポスターを送り、周知を図った。 (3)消費生活トラブルの相談先である消費生活センターの認知度を上げ、若者の消費者被害を未然に防いでいくようにした。	子どもに対しより効果的な普及啓発を進めるため、子どもの意見、考えを取り入れた取組を検討していく必要がある。区の情報ツール(LINE)を活用し、分かりやすい情報発信の機会を増やしていく。	区民サービス課
	18歳成人の普及啓発(消費者トラブル)	学校等と連携を図りながら、消費者被害防止を目的とした出前講座を実施します。		○	-	(1)依頼先の要望を聞き取り、年齢に応じた内容での出前講座を行った。 (2)出前講座の申込依頼を電話やLogoフォームなど、さまざまな方法で行えるようにした。 (3子どもにも分かりやすい実例を交えた講座を行うことで、消費者被害の怖さを理解してもらえた。	子どもに対し、より効果的な普及啓発を進めるため、アンケート結果を活用し、子どもの意見、考えを取り入れた取組を進めていく。	区民サービス課
	セーフティ教室	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。		○	-	(1)セーフティ教室で学習した内容を実践する際に、児童・生徒自身の言葉で実現可能な目標を立て、取り組めるようにしている。 (2)セーフティ教室の活動を通して、児童・生徒の実態に応じた内容となっているかを確かめている。 (3)児童・生徒の健全育成、防犯教育及び犯罪被害防止の一層の充実につなげている。	今後も、児童・生徒の実態に応じたセーフティ教室を計画・実施していく。	指導室

事業	産後家事・育児支援事業	1歳未満の子どもを育てる家庭の負担軽減、孤立化や産後うつ の未然防止を目的として、「家事育児サポーター」(産後ドゥーラ、ベビシッター、家事支援ヘルパー等)を派遣して支援を行います。
	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	区内に住所・居所を有する生後4か月に達するまでの乳児のいる家庭を、すこやか福祉センター職員または訪問指導員等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行います。
	多胎児家庭支援事業	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の困難に対しての支援として、移動経費補助、家事育児の支援、多胎妊産婦の交流事業を行います。
	予防接種	感染症から子どもを守るとともに、社会全体に感染症がまん延することを防ぐため、接種年齢に合わせた予診票の個別送付を行い、各種予防接種を実施します。
	乳幼児健診	月齢や年齢に応じた健康診査、歯科健診を実施し、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげます。また、結果に応じて、保健・栄養指導を実施するほか、医療機関での治療等を勧奨します。
	子育て専門相談	発育や発達、育児の不安、離乳食や食事等の栄養相談、歯と口の健康づくりなど子育てに関し、心理職・栄養士・歯科衛生士などによる個別相談を実施します。
	子育てに関する講座	乳幼児を育てる保護者向けに、子どもの発達・発育をはじめ、子育てに関する様々な講座を実施します。
	地域育児相談会	すこやか福祉センターや児童館において、子育てに関する情報提供や、子どもの健康等に関する講座や相談会を実施します。

○	-		家事育児支援サポーターの人材育成や、委託事業者の拡充を検討する。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)
○	-		継続的に訪問指導員の確保を行う必要がある。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)
○	-		多胎児家庭サポーター事業における多胎児補助について、利用者のニーズを踏まえ、利便性の向上を図っていく。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)
○	-		-	保健予防課
○	-		内科に比べ、歯科健診の受診率が低いことから、受診率の向上のため、勧奨を継続して行っていく。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)子育て支援課
○	-		子どもや子育てに関する些細な相談から専門的な相談まで、必要時に気軽に利用できるように、すこやか福祉センターの周知を図る。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)
○	-		子育てを、家族で担っていけるように、父親や家族を対象に、参加しやすい講座を実施していく。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)
○	-		父親向けや両親で参加できる企画などについて、児童館と連携しながら拡充を図っていく。	地域包括ケア推進課(すこやか福祉センター)

	母子手帳の発行	妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳及び母と子の保健バッグ(妊婦健康診査受診票等を含む)を交付するとともに、アンケート及び面接を行い、その後の相談支援につなげます。	○	-		母子健康手帳のデジタル化について、検討していく。	地域包括ケア推進課 (すこやか福祉センター) 子育て支援課
	子ども医療費助成 (乳幼児・義務教育就学児)	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	○	-		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	子ども医療費助成 (高校生等)	令和5年4月より、15歳から18歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	○	-		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	児童手当	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に手当を支給します。※所得制限あり	○	-		令和6年度実施予定の制度改正について、区民への漏れのない周知等、適正に対応する。	子育て支援課
	食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及啓発を進めます。	○	-	(1)関係部署と連携し、子どもを対象とした食育の講座やイベントの実施を検討していく。 (2)食育マスコットキャラクターのうさごはんを活用し、子どもにもわかりやすい表現で食育に関する情報を発信した。 (3)ライフステージに合わせた食育リーフレットの配布を通じて、保護者に食に関する正しい知識を身につけていただくことにより、家庭内における子どもの食生活の改善を促進した。	将来の生活習慣病予防対策として、子どもの頃から栄養バランスのとれた食事の大切さを知り、健康的な食習慣を身につけてもらえるように引き続き積極的な支援、普及啓発を図っていく。	保健企画課
	運動習慣の定着・体力向上に向けた教育	子どもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校の体力向上プログラムに位置付け、実践します。	○	-	(1)児童・生徒が自分自身の体力の現状や課題を把握し、自分にあった運動や運動遊びを楽しみながら継続して行えるようにした。 (2)前年度の自己の体力テストの結果を基にすることで、目標を明確にして体力向上に取り組むことができた。 (3)子どもが主体となった授業を展開することで運動への興味関心が高まり、運動に親しむことができた。	生徒会や委員会活動などを生かし、子どもたちの意見を取り入れた体育的活動を実施し、運動技能だけでなく、運動意欲の向上を目指す。	指導室
	妊娠相談支援	妊娠を望む方や不妊に悩む方に対し、不妊検査や不妊治療にかかった医療費の一部を助成するとともに、専門的な相談及び情報交換の機会を提供します。	○	-		令和6年度より、中野区特定不妊治療費(先進医療)助成事業を実施。	子育て支援課
	入院助産	妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設(病院、助産院)での出産に必要な費用を援助します。	○	-		-	子ども・若者相談課

主な取組②子育て支援サービスの充実(計画冊子:P.91)										
重点事業	子育て支援サービスの利用促進	子育て家庭が必要なときに子育て支援サービスを利用することができるよう、育児情報や区の子育て支援情報をLINEにより配信します。また、窓口における手続き時など、様々な機会を捉えて情報提供を行います。	なかの子育て応援メール登録者数	1,605件 (令和4年3月31日)	3,400件	2,603件 (令和6年3月31日)	妊娠期及び子育て期の対象者へ育児支援情報や区の子育て支援情報の配信を行った。		今後も利用登録者を増やすため窓口での手続き等に加え、妊娠期や子育て期の方を対象とした事業での周知など周知方法を工夫していく。	子育て支援課
事業	利用者支援事業【特定型】	保育所の入園相談等の各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに合わせたサービスにつなげます。				○	-		今後も各家庭のニーズに合わせた情報提供を行うため、引き続き情報収集を行っていく。	子育て支援課
	利用者支援事業【基本型・母子保健型】	子どもや保護者にとって身近な場所において、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行います。				○	-		すこやか福祉センターにおいて、引き続き、地域の相談に適切に応じていく。	地域包括ケア推進課 (すこやか福祉センター)
	病児・病後児保育	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。				○	-		現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、より使いやすいサービス等への改善を行う必要がある。	子育て支援課
	ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。				○	-		利用者が必要な時に利用できるように協力会員の増加が必要であり、事業周知の広報などをより一層充実していく。	子育て支援課
	一時預かり	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。				○	-		一時保育事業を実施している保育施設の立地に偏りがあり、ニーズに対応するためには空き定員活用に加え、既存施設を改修し専用室を増やす必要がある。	子育て支援課
	ベビーシッター利用支援(一時預かり)	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。				○	-		令和5年度までは未就園児の保護者が対象であったが、両親共に就労している世帯の子育てを支援するため、制度対象を拡大する。	子育て支援課
	児童館における一時預かり	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。				○	-		児童館の改修工事を行うため、令和6年9月末で事業を休止する。今後、保育園での一時保育を含め、区の一時的預かり事業全体の中で事業を整理していく必要がある。	育成活動推進課

資料	子どもショートステイ (再掲)	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。		○	-	(1)ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもショートステイの利用の検討等をしてきた。 (2)- (3)子どもの安全な生活の確保を図ることができた。	・子どもの考えを聴いた上で、子どもショートステイの利用をしてもらうこと、利用した際の子どもの自身の感想、意見聴取等の方法を検討していく必要がある。 ・定員や実施体制から利用できない場合があり、利用したい家庭が利用できる体制を整備する必要がある。	子ども・若者相談課
	トワイライトステイ	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。		○	-		-	子ども・若者相談課
	子育て家庭ホームヘルプサービス	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。		○	-		利用が伸びていないことを踏まえ、見直しを検討する。	子育て支援課
	子育てひろば整備・運営(再掲)	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。		○	-	(1)各子育てひろばにおいて、乳幼児親子からの要望を取り入れながらイベントなどを実施している。 (2)ホームページ等での広報のほか、委託事業者の運営する子育てひろばについてはSNSの活用などにより乳幼児親子に対する周知を行っている。 (3)子育てひろばにおいて気軽に交流し、子育てに関する相談等ができることで、保護者の不安感を解消し、乳幼児親子が安心して過ごすことができている。	乳幼児機能強化型児童館を委託化する中で、さらに乳幼児親子向け事業やイベントの充実を図る。基幹型児童館においても子育てに関する相談機能の充実や委託による子育てひろばとの連携を強化していく必要がある。	育成活動推進課
	子育て情報提供サービス	子育て世帯向けのサービスや問合せ先などを掲載したパンフレット(おひるね)を発行します。また、区ホームページ内の子育てに関する支援やイベントなどを掲載した子育て家庭向けサイトで情報を発信します。		○	-		区ホームページリニューアルに伴い、子育てサイト「おひるね」を開設した。引き続き、同サイトの運営を行う。	子ども・教育政策課 広聴・広報課
	子育て家庭と区長のタウンミーティング(子育てカフェ)	区の子育て環境で不満に感じていることや、取り組んでほしい施策について、区長が児童館等を訪問し、子どもの保護者等と意見交換を行います。		○	-		引き続き、区の子育て・子育て支援にかかる重要課題をテーマに設定する。また、より多くの意見を区政に反映できるよう、開催場所や実施内容の工夫、広報の充実をしていく。	広聴・広報課 子ども・教育政策課
	子ども・子育てに関する講演会	子ども・子育てに関する話題・課題等についての普及啓発、理解促進を図るため、子育て世代の関心が高い事項に関する講演会を開催します。		○	-		子どもや子育て家庭の悩みの解消や課題の共有等を進めるため、子ども・子育てにおいて、関心の高いトピックをテーマとした講演会を実施する予定である。子育て家庭が参加しやすいよう、オンラインでの開催とし、日時設定も工夫していく。	子ども・教育政策課

	母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。				○	-		入所者の抱える課題が複雑化していることから、それぞれのニーズに応じて柔軟な対応を行えるような支援体制を確立する必要がある。	子育て支援課
	子どもの生活実態調査(再掲)	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。				×	(令和6年度に調査実施予定)	(1)- (2)- (3)-	-	子ども・教育政策課
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組(再掲)	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭に必要な支援につなげる取組を推進します。				○	-	(1)地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。 (2)- (3)スクールソーシャルワーカーと子ども食堂等の地域における支援の仲介を行うなど、関係機関・地域団体間の連携のきっかけをつくることで、支援が必要な子どもを支援につなげることができた。	新たに活動を始めている団体が増えていることから、横断的かつ網羅的に地域団体を把握するとともに、子どもと子育て家庭が地域の支援につながりやすい環境づくりを進めていく必要がある。	子育て支援課
主な取組②ひとり親家庭への支援(計画冊子:P.98)										
重点事業	ひとり親家庭総合支援事業	ひとり親家庭相談員の配置による伴走型の相談体制の整備やひとり親家庭の自立に向けたプランの作成など、ひとり親家庭を総合的に支援するとともに、関係機関と連携した支援の強化やひとり親家庭のしおり等を活用した効果的な情報発信を行います。	ひとり親家庭等相談件数(延べ)	340件 (令和3年度)	500件	999件	ひとり親家庭相談専門員を新たに配置することで、相談体制を充実させるとともに、情報発信の一環として、ひとり親家庭のしおりを作成した。		ひとり親家庭が抱える課題は多様化していることから、関係機関との連携を強化する必要がある。また、支援が必要であるにも関わらず地域の中で孤立するひとり親家庭が一定数存在すると考えられることから、必要な情報がすべてのひとり親家庭に届くための方法の検討を進める。	子育て支援課
	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。				○	-		制度改正に伴って対象資格が拡充されていることから、経済状況や生活状況など各家庭の状況や将来の展望などを踏まえた給付金の活用方法などを提案していく必要がある。	子育て支援課
	子育て家庭ホームヘルプサービス(再掲)	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。				○	-		利用が伸びていないことを踏まえ、見直しを検討する。	子育て支援課
	実質的なひとり親家庭への支援	離婚調停中で離婚成立前から実質ひとり親家庭となった、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している世帯に対し、金銭給付を行います。				○	-		物価スライドに応じた収入限度額等を検討する必要がある。	子育て支援課
	養育費確保支援事業	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成やADR(裁判外紛争解決手続き)に係る費用を助成します。				○	-		養育費に関する取り決めを行うこと自体の周知が課題となっていることから、事業の前提となる公正証書の作成等に関する情報発信を行う必要がある。	子育て支援課

事業	児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	○	-		令和6年度実施予定の制度改正について、区民への漏れのない周知等、適正に対応する。	子育て支援課
	児童育成手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	○	-		引き続き適正な認定業務を行う。	子育て支援課
	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く)を助成します。	○	-		引き続き適切に医療費助成事務を実施するとともに、マイナンバーカードに関連した事業について適切に対応する。	子育て支援課
	母子生活支援施設(再掲)	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	○	-		入所者の抱える課題が複雑化していることから、それぞれのニーズに応じて柔軟な対応を行えるような支援体制を確立する必要がある。	子育て支援課
	学習支援事業(再掲)	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。	○	-	(1)指導を行うにあたり、子どもが自由に教材を持ち込めるよう対応している。 (2)子どもが親しみやすいデザインの募集チラシを作成するなど、子どもの視点に立った情報発信を行った。 (3)学習習慣の定着や学力の向上等の効果を感じた参加者の割合が増加している。	参加者が効果を感じる割合が上がっているが、申し込み後の参加辞退となる家庭も存在する。継続的に参加するためのサポート体制を強化する必要がある。	子育て支援課
	居住支援体制の推進(再掲)	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	○	-		子育て世帯を含む住宅確保要配慮者を拒まないセーフティネット住宅等を普及促進に加え、居住支援協議会と連携した子育て世帯やひとり親世帯などに対する取組みの周知を進める。	住宅課
	女性相談	婦人相談員(女性相談員)を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行います。	○	-		-	生活援護課
	困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組(再掲)	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭に必要な支援につなげる取組を推進します。	○	-	(1)地域団体が行う活動に参加する子どもの声を子どもソーシャルワーカーが聞き取り、主催している団体と必要に応じて共有した。 (2)- (3)スクールソーシャルワーカーと子ども食堂等の地域における支援の仲介を行うなど、関係機関・地域団体間の連携のきっかけをつくることで、支援が必要な子どもを支援につなげることができた。	新たに活動を始めている団体が増えていることから、横断的かつ網羅的に地域団体を把握するとともに、子どもと子育て家庭が地域の支援につながりやすい環境づくりを進めていく必要がある。	子育て支援課

取組の方向性(3)子どもの発達・成長に応じた支援										
主な取組①発達に課題や障害がある子どもへの支援(計画冊子:P.101)										
重点事業	療育施設運営	発達に課題や障害のある子どもとその家族が、持っている力を十分に発揮し、地域の中でともに生活できるよう支援を行うため、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、子ども発達センターたんぼぼ、放課後デイサービスセンターみずいろの管理運営を行います。	「通所を楽しみにしている」と考える子どもの割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	90.3% (令和3年度)	100%	89.8%	発達に課題や障害がある子どもは、日々成長し興味の変化等で支援内容も見直しが必要となる。満足度には変動がある。支援内容へのニーズに変化が見られる。		発達に課題のある子どもの支援について、相談を受ける関係機関と連携し、適切な施設運営ができるような関係を継続していく。	障害福祉課
			「施設の療育や保護者支援に満足している」と考える保護者の割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	94.0% (令和3年度)	100%	92.0%	同上		同上	障害福祉課
	子ども発達支援事業	発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、必要に応じて療育センター等の関係機関調整を行います。また、子どもの発達等に不安を抱える保護者を対象とした支援プログラムやグループ活動を実施し、必要な支援につなげます。				○	-		・療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあで行っている相談は、療育の必要性を判断し適切なサービスにつなげる療育相談と施設の利用相談があるが、同じ相談枠で行っており、わかりにくいため整理が必要である。 ・区立の療育機関運営事業者変更があったことから、利用者が不安に感じることなく安定して継続的な支援を受けられるよう、利用者への支援及び関係機関の調整をきめ細かく丁寧にやっていく必要がある。	障害福祉課 地域包括ケア推進課 (すこやか福祉センター)
	ペアレントメンター養成事業	子どもの発達に不安や戸惑いのある保護者が、専門家とは違った立場で他の保護者を支援できるよう、ペアレントメンターを養成し、グループ相談等のペアレントメンター活動支援を行います。				○	-		・常時一定程度の年齢層のメンターを必要としており、年間2人～3人のメンター補充が必要とされており、養成研修の継続が必要とされる。 ・家族支援の視点から父親のメンターも必要とされる。	障害福祉課
	子ども発達支援普及啓発	発達障害等に関する理解を促進するため、講演会やシンポジウムの実施等区民向けに普及啓発を行います。				○	-		多くの区民の方に関心を持ち参加してもらうテーマ選択を行うことが重要である。	障害福祉課
	保育ソーシャルワーク事業	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援します。				◎	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援した。		これまで対象としていない家庭的保育事業への相談支援についても検討する必要がある。	保育園・幼稚園課
	区立療育センターにおける保育所等訪問支援	保育園、幼稚園等に区立療育センターの職員が訪問し、発達に課題や障害のある子どもの集団生活の支援等を行います。				○	-		訪問対象児・訪問対象園が増える中、保育園等や保護者のニーズに合わせた内容や体制の工夫が必要である。	障害福祉課

事業	医療的ケア児支援事業	こんにちは赤ちゃん訪問や医療機関からの情報提供を通じて、医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、区立・私立保育園、区立学校等での医療的ケア児の受け入れを進めます。		◎	区立保育園3園にて3名の受け入れを行った。		・看護師の確保が難しいことや、学童クラブ事業者に対する相談体制が整っていないことなど、様々な課題があるため、今後受け入れを進める中で対応を検討していく必要がある。 ・私立保育園の受け入れ支援についても検討する必要がある。 ・各関係機関が把握している情報を集約・更新するための調整機関が必要である。	障害福祉課 保育園・幼稚園課 学校教育課 育成活動推進課 地域包括ケア推進課 (すこやか福祉センター)
	医療的ケア児等の協議の場の設置	医療的ケア児等への支援に係る区内の多様な地域課題の解決を目的として、関係機関等による協議の場を設置し、区内の実態把握や関係機関の連携支援体制の検討等を行います。		○	-		中野区の医療的ケアに関する支援体制の課題等を様々な視点から出し合い検討を行っていく。	障害福祉課
	医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保	医療的ケア児コーディネーターの連携の場を確保し、医療的ケア児等への相談援助技術の向上のため、区内の相談支援の事例や社会資源に関する情報の共有を図ります。		○	-		中野区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化するとともに、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組む必要がある。	障害福祉課
	民間障害児支援事業所運営支援	医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、区内の民間障害児通所支援事業所への運営費補助を行います。		×	令和6年度から運営補助開始。		医療的ケア児等コーディネーターが、医療的ケア児等の相談業務を行う際、サービス等利用計画策定前の相談業務については、国等の給付費を得ることができない。このため、事業所の負担が大きく、医療的ケア児等の相談を受けられる事業所が限られてしまう。	障害福祉課
	児童育成手当(再掲)	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。		○	-		引き続き適正な認定業務を行う。	子育て支援課
	特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の子どもを扶養している方等で、所得限度額未満の方に手当を支給します。		○	-		引き続き適正な認定業務を行う。	子育て支援課

主な取組②特別な支援を要する子どもへの教育の充実(計画冊子:P.103)										
重点事業	学校生活支援シートの活用	学校が児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、保護者の意向を伺いながら「学校生活支援シート」を作成します。また、啓発資料の見直しを行い、シートの理解・周知を図るとともに、教育・保健・医療・福祉等関係機関が切れ目なく一貫した支援が継続できるよう連携を進めます。	特別支援学級在籍児童・生徒のうち、学校生活支援シートを作成している児童・生徒の割合	小学校:58.3% 中学校:62.7% (令和3年度)	小学校:100% 中学校:100%	小学校:98.5% 中学校:96.5% (令和5年度)	啓発資料の見直しを行い、学校及び関係機関へ配布し周知・理解を図った。加えて、学校へはシート作成を徹底するように通知した。		学校生活支援シートの作成は定着してきているので、今後はシートの活用や、関係機関との連携の充実を目指していく。	学務課 指導室 地域包括ケア推進課 (すこやか福祉センター)
事業	就学相談	子どもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、就学相談専門員が保護者と一緒に考えます。				◎	医療的ケア児についても就学相談で相談受付を開始した。		-	学務課
	特別支援学級運営	特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決・達成を図るため、学級運営・事業実施の支援を行います。				○	-		-	学務課
	特別支援教室における巡回指導	発達障害のある児童・生徒の在籍校において、巡回指導教員による特別な指導を、全小・中学校に設置している特別支援教室で行います。				◎	区立小学校巡回指導拠点校再編の検討を行った。		特別支援教室の利用児童数は拠点校によって差があるため、今後も利用児童数の推移を注視し、適正な教室運営がなされるよう必要に応じて検討する必要がある。	学務課
	授業のユニバーサルデザイン化	全ての子どもたちが、分かりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のユニバーサルデザイン化を推進します。				○	-	(1)学校は、子どもたちの分かりやすさ、学びやすさの状況を把握し、集団や一人ひとりに合った配慮を行っている。 (2)物理的環境、人的環境、授業などを視覚的に調整することで、その配慮について共有できるようにしている。 (3)何を学ぶのか、何をやるのかが明確になったり、学習の見通しを立てることができるようになったりすることで、安心して学習に取り組むことができる。	保幼小中連携により、ユニバーサルデザインについて共通の取組を実施したり、発達の段階に応じた取組を共有したりしていく。	指導室
	区立小・中学校のバリアフリー化	「中野区立小中学校施設整備計画(改定版)」で改築年次が示されていない学校について、バリアフリー化に向けた改修を進めます。				○	-		各校で実施予定の他の工事と調整を図りながら、令和7年度までの完了をめざす。	子ども教育施設課

事業分類	事業名	事業内容	成果指標 (重点事業のみ)	計画策定時点の 現状値(重点事業 のみ) ※()内は現状 値の該年度	令和9年度 目標値 (重点事業のみ)	令和5年度実績 (重点事業は成果 指標の実績値を 記載、事業の場合 は◎、○、△、×を 選択)	令和5年度の実績 (重点事業は取組 内容を記載、「事業」 については、○以 外のものについて 取組内容や予定ど おり実施できなかった理由等を記載)	子どもの権利の視点での自己評価(以下3つの視点に基づいて記載) (1)「意見表明・参加」の視点(子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか) (2)「広報・周知」の視点(子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか) (3)「子どもの最善の利益」の視点(事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか)	今後の課題・改善点 (子どもの権利の視点での評価対象事業は、子どもの権利の視点での課題・改善点も含めて記載する)	担当課
目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する										
取組の方向性(1)幼児期から学童期の教育・保育施設の整備										
主な取組①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援(計画冊子:P.106)										
重点事業	教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。	希望した施設に子どもを通わせることができている保護者の割合 【出典】保護者満足度調査	91.3% (令和3年度)	97.00%	94.20%	年度途中で定員変更を行うことにより柔軟な定員管理を実施した。		今後の保育需要等を踏まえた上で、適切に定員管理を行うことにより、待機児童ゼロを維持していく。	保育園・幼稚園課
事業	区立教育・保育施設の建替	区立保育園・幼稚園が担うべき役割を踏まえ、教育・保育需要の推移、民間施設の定員充足状況、施設の耐用年数等を勘案した、区立施設の適正配置と建替計画を策定します。				◎	区立保育園の建替整備の考え方を策定した。		医療的ケア児受入れ拡充に向けた検討を進める。	保育園・幼稚園課
	私立保育園・私立幼稚園の認定こども園化の支援	多様化する教育・保育のニーズに応えるため、希望する保育園、幼稚園の認定こども園化を支援します。				◎	保育園2園の認定こども園化を行った。		今後想定する教育・保育需要を踏まえ、認定こども園化を検討する幼稚園・保育園の相談に丁寧に対応する。	保育園・幼稚園課
	認可外保育施設の認可化支援	認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対し、認可化移行に必要な改修費等の支援、保育内容や施設運営等についての助言・指導を行います。				○	-		今後の保育需要等を踏まえた上で、認可外保育施設からの認可化移行の要望に対して引き続き対応していく。	保育園・幼稚園課
	保育園等の指導検査の充実	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。				○	-		実地検査を2年に一度は必ず行えるようにするとともに、実地検査に行けない保育園の書類審査を徹底する	保育園・幼稚園課
	保育の質の維持・向上	小規模保育事業所及び認証保育所に定員未充足による減収に対する加算を行い、施設経営の安定と保育定数の維持を図り、保育定員を確保します。				◎	小規模保育事業所及び認証保育所に定員未充足による減収に対する給付費の加算を行った。		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	保育所等の空き定員対策	少子化の進行や保育需要の地域偏在等に伴って生じる保育所等の空き定員の有効活用と、空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討します。				◎	保育所等の空き定員を活用し、未就園児を対象とした定期的な預かりモデル事業を区内4園で実施した。		国がモデル事業に代わり制度化を目指す「こども誰でも通園制度」を空き定員対策の一環として検証するとともに、利用定員の調整、空き定員・空きスペースの活用等、様々な方策を引き続き検討していく。	保育園・幼稚園課

	保育ソーシャル ワーク事業(再掲)	保育所における発達相談・養育 相談に対して専門的な見地から 助言を行うことにより、保育所の 運営を支援します。
	園庭のない保育 園への支援	園庭のない保育園が児童館や児 童館隣接遊園を利用できるよう にしているほか、保育園の希望に 応じて、小学校校庭を利用する ための手続きを仲介し、スムーズ な利用につなげていきます。
	区立保育園のIC T化推進	保育園業務支援システムを導入 し、欠席連絡の電子化等、保護者 の利便性の向上を図ります。
	教育・保育業務シ ステムの標準化	全国自治体間の標準化システム を構築することで、帳票の統一化 やオンライン申請拡充等の区民 の利便性の向上を図ります。
	私立幼稚園等の 支援	幼児教育の充実を図るため、私 立幼稚園等への補助を実施しま す。

◎	保育所における発達相談・養育相談に 対して専門的な見地から助言を行うこ とにより、保育所の運営を支援した。		これまで対象としていない家庭的保 育事業への相談支援についても検討 する必要がある。	保育園・幼稚園課
◎	園庭のない保育園と学校との覚書締結 を仲介した。		保育園の要望に応じて児童館や児童 館隣接遊園を利用できるようにして いる。今後、乳幼児強化型児童館とし て委託事業者による運営となっていく 児童館においても、引き続き保育園と 連携を行っていく必要がある。 学校再編により、利用できなくなった 園に対しての場所の確保について検 討していく必要がある。	保育園・幼稚園課 育成活動推進課
○	-		未使用機能の導入に向けた研究及び 環境整備を行っていく。	保育園・幼稚園課
○	-		自治体システム標準化・共通化にお いて、現時点の進捗状況を確認し、そ れぞれのフェーズにおける手順を着 実に進め、遅延なく進められるよう努 めていく。	保育園・幼稚園課
◎	教育環境整備や特別支援教育等の毎 年の補助に加え、安全対策や物価高騰 対策など喫緊の課題に対する補助も実 施した。		教育環境整備補助の対象経費に教 職員の健康診断に係る経費を追加 し、私立幼稚園等に対する支援の充 実を図る。	保育園・幼稚園課

主な取組②学童クラブの整備(計画冊子:P.108)								
事業	学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。		○	-	(1)子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。 (2)学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。 (3)子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことができる。	学童クラブの入所申込数が増加傾向にあることから、区内の一部地域で待機児童が発生している。待機児童の解消を図り、放課後、子どもが安全・安心に過ごせる環境を整備していく必要がある。	育成活動推進課
	学童クラブ待機児童対策	待機児童が生じている区域に民間学童クラブを誘致します。また、キッズ・プラザや児童館等、多様な放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行して保護者の理解を進め、待機児童の減少を図ります。		○	-		学童クラブの入所申込数が増加傾向にあることから、区内の一部地域で待機児童が発生している。待機児童の解消を図り、放課後、子どもが安全・安心に過ごせる環境を整備していく必要がある。	育成活動推進課
	学童クラブICT環境整備(再掲)	子どもの学習環境を充実するため、学童クラブ室にインターネット環境を整備します。		○	-	(1)子どもたちが学童クラブでも学習できる環境整備を進める。 (2)学童クラブ室においてタブレットが利用できることを子どもたちに周知している。 (3)今後、整備される小学校新校舎のキッズプラザにおいても、インターネット環境を整備していく。	今後、整備される小学校新校舎のキッズプラザにおいても、インターネット環境を整備していく。	育成活動推進課
	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。		○	-		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課

取組の方向性(2)質の高い教育・保育サービスの提供											
主な取組①就学前の教育・保育の質の向上(計画冊子:P.110)											
重点事業	保育の質ガイドラインの運用推進	就学前教育・保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するため、令和元年度に策定しました。令和4年度の改訂では保育実践を掲載し、より活用しやすいものにしていきます。また、ガイドライン研修を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	保育の質ガイドラインを活用している保育施設職員の割合 【出典】保育の質ガイドライン職員アンケート	86.2% (令和3年度)	90.00%	84.60%	保育園への保育の質ガイドラインの配布及び区立園保護者に対する周知を行った。また、ガイドライン研修を行い、保育の質の向上を図った。		保育者への浸透を進めていくためには、園全体で共通認識を持ち、活用していく必要がある。保育者のみならず保護者も含めた保育の質ガイドラインの浸透を進めていく必要がある。	保育園・幼稚園課	
事業	保育園の巡回支援と研修の充実	保育園・幼稚園課の職員による園訪問で保育施設の現状に応じた必要な助言指導を行います。また、保育施設職員を対象とするガイドライン研修を実施します。				◎	区内全施設の巡回を行い、必要に応じて助言を行った。また、ガイドライン研修を行い、保育の質の向上を図った。		昨今複雑化する保育ニーズに対応するために、保育園の現状や課題を踏まえ、より現場で活用できる研修を企画し、実施していく。	保育園・幼稚園課	
	保育園等の指導検査の充実(再掲)	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。				○	-	実地検査を2年に一度は必ず行えるようにするとともに、実地検査に行けない保育園の書類審査を徹底する	保育園・幼稚園課		
	保幼小中連携教育	就学前教育・保育施設、小・中学校の教員が互いの教育・保育のよさを理解し、幼児期から中学校までの15年間の学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。				◎	各園において、運動遊びプログラムを実践し、体力づくりの取り組みを行った。	以前行っていた給食体験を再開する。	指導室 保育園・幼稚園課		
	就学前教育推進	就学前教育プログラムを活用し、就学前教育・保育施設と小学校との教育連携を推進します。				○	-	-	指導室		
	入園・在園関係手続きの簡素化	保育所入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図ります。				○	-	今後も保育所入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図っていきます。	保育園・幼稚園課		
	保護者向け保育関連情報の発信	保護者へ紙面で提供している保育所の施設案内、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容となるよう改善します。				○	-	今後も保護者へ紙面で提供している保育所の施設案内及び区のホームページにおいて、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容となるよう改善していきます。	保育園・幼稚園課		
	学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				○	-	(1)子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。 (2)学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。 (3)子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことができている。	学童クラブの入所申込数が増加傾向にあることから、区内の一部地域で待機児童が発生している。待機児童の解消を図り、放課後、子どもが安全・安心に過ごせる環境を整備していく必要がある。	育成活動推進課	

	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム(再掲)	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。				○	-		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課
	施設運営における子どもの参加の推進(再掲)	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。				○	-	(1)児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、遊びのルールなどを決める際は子どもの声を聴き、意見を取り入れるようにしている。 (2)各施設ごとに、子どもにもわかりやすいおたよりを作成し、イベントや行事の内容を周知している。 (3)子ども施設において子どもが遊びのルールなどに関して意見を出す機会を設けることで、子どもの思いを尊重した運営ができています。	子ども会議の実施方法や普段子どもと接する中での子どもの声の聴き方等について、研修などを通じて職員が正しい知識を身に付け、実践できるようにする必要がある。	育成活動推進課 子ども・教育政策課
主な取組②多様な教育・保育サービスの充実(計画冊子:P.112)										
重点事業	医療的ケア児保育の拡充	令和2年度より区立沼袋保育園、白鷺保育園、令和3年度より区立本町保育園で医療的ケア児(喀痰吸引・経管栄養・定時導尿)の受け入れを開始しました。今後は受け入れの拡充についての検討を進めていきます。	医療的ケア児受け入れ人数の拡充	区立保育園にて3名受け入れの体制整備(令和4年度)	区立・私立保育園にて6名受け入れの体制整備	区立保育園にて3名の受け入れ	医療的ケア児受け入れの研修の実施		現在、医療的ケア児の受け入れについては区立保育園のみであり、私立保育園の受け入れについても検討していく。	保育園・幼稚園課
	幼稚園における一時預かり	幼稚園等に在園する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間に一時預かりを実施します。				○	-		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。				○	-		【区立施設】継続して実施する。 【私立施設】継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	休日保育	休日に保護者全員が就労等の事由により家庭保育ができないときに、認可保育所で一時的に保育を実施します。				○	-		多様な保育ニーズへの対応の限界	保育園・幼稚園課
	病児・病後児保育(再掲)	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。				○	-		現在、病児保育は区内1か所、病後児保育は区内2か所で実施しているが、実施施設の立地や利用定員が限られることなどから、より使いやすいサービス等への改善を行う必要がある。	子育て支援課
	ファミリー・サポート事業(再掲)	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。				○	-		利用者が必要な時に利用できるように協力会員の増加が必要であり、事業周知の広報などをより一層充実していく。	子育て支援課

事業	一時預かり(再掲)	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。	○	-		一時保育事業を実施している保育施設の立地に偏りがあり、ニーズに対応するためには空き定員活用に加え、既存施設を改修し専用室を増やす必要がある。	子育て支援課
	ベビーシッター利用支援(一時預かり)(再掲)	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。	○	-		令和5年度までは未就園児の保護者が対象であったが、両親共に就労している世帯の子育てを支援するため、制度対象を拡大する。	子育て支援課
	児童館における一時預かり(再掲)	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。	○	-		児童館の改修工事を行うため、令和6年9月末で事業を休止する。今後、保育園での一時保育を含め、区の一時的預かり事業全体の中で事業を整理していく必要がある。	育成活動推進課
	子どもショートステイ(再掲)	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。	○	-	(1)ケースワークの中で子どもの考え等を聴き、子どもショートステイの利用の検討等をしてきた。 (2)- (3)子どもの安全な生活の確保を図ることができた。	・子どもの考えを聴いた上で、子どもショートステイの利用をしてもらうこと、利用した際の子ども自身の感想、意見聴取等の方法を検討していく必要がある。 ・定員や実施体制から利用できない場合があり、利用したい家庭が利用できる体制を整備する必要がある。	子ども・若者相談課
	トワイライトステイ(再掲)	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	○	-		-	子ども・若者相談課
	障害児の標準時間保育の推進	障害児保育の充実を図るため、障害児を標準保育時間(11時間保育)として受け入れた認可保育所に対する支援について検討します。	◎	障害児の標準保育時間(11時間保育)の受け入れを行う認可保育所に対し給付費の加算を行った。		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課
	認可外保育施設保護者の支援	認証保育所等の利用者負担軽減のため、子育てのための施設等利用給付に加えて、認証保育所及び認可外保育施設(待機児童の保護者に限る)を利用する保護者に対して補助を実施します。	◎	令和5年10月より、認可保育料の第二子以降無償化に対応して、補助金の増額を行った。		令和6年10月より、補助対象施設を認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設(企業主導型含む)に変更する。	保育園・幼稚園課
	私立幼稚園保護者の支援	私立幼稚園等を利用する保護者に対して、子育てのための施設等利用給付に加えて、入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質の向上のために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。	◎	私立幼稚園等に在籍する児童保護者に対して補助を実施した。令和5年10月より、私立幼稚園等の預かり保育を利用した満3歳児クラスの課税世帯の第二子以降の児童保護者に対しても補助を実施した。		継続して補助を実施する。	保育園・幼稚園課

	自殺対策事業(再掲)	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。		○	-	(1)子どもや家族、支援者など関係団体と連携し、子どもの視点を反映できるよう、事業を検討していく。 (2)インターネットを活用した相談を行った。子どもへの相談先などを周知できるよう今後SNSなどを利用し相談先の周知を行う。 (3)インターネットを活用した相談を行った。子どもへの相談先などを周知できるよう今後SNSなどを利用し相談先の周知を行う。	自殺に関するデータ分析や社会情勢を把握し、子どもに対してより効果的な普及啓発などを検討していく	保健予防課
	性的マイノリティ対面相談(再掲)	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。		○	-	(1)今後、「性的マイノリティ相談事業」において、子どもの意見を取り入れていく方法を検討する。 (2)学校へのチラシの配布やHPでの広報を行った。また、区内掲示板(250か所)に掲示を行った。 (3)相談窓口を設置したことにより、性的マイノリティの悩みに対する一定の救済効果があったと考える。	子どもが利用しやすい相談体制の整備を行う。相談方法や実施方法を再検討する。	企画課
	就労支援プログラム事業(中野就労セミナー・中野就職サポート)(再掲)	長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことに不安のある方のため、関係機関と連携しながら就労に向けた支援を行います。		○	-		ひとり親家庭や女性の就労支援に関する相談は、子育て支援課やすこやか福祉センター等と連携するなど経済的自立に向けた支援を行っていく。	生活援護課
	子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。		○	-	(1)- (2)各食堂にアクセスしやすいよう、区役所の窓口などにおけるチラシの配布を行った。 (3)子ども食堂がない小学校区の数を減少させ、子どもにとってより身近な場所における食のセーフティネットを充実させることができた。	子ども食堂がない小学校区は減少しているところであるが、子どもにとってより身近な地域に子ども食堂が開設され、継続的に実施されるよう引き続き支援を行う。	子育て支援課
	子どもの生活実態調査(再掲)	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。		◎	東京都立大学が実施した令和4年度子どもの生活実態調査の結果をもとに、令和5年度に詳細分析(中野区分)を実施。	(1)高校2年生年齢の子ども本人とその保護者を対象とした調査である。 (2)紙媒体のみでなく、Web調査票を併用することで、子どもからの回答のしやすさ(アクセシビリティ)を向上した。 (3)詳細分析の結果を踏まえて、経済的な困難を抱える家庭に対し、多額の費用がかかる高等学校等への入学準備について支援金を支給することで、進学に対する経済的な負担や不安を軽減し、子どもと子育て家庭の希望に応じた進学の支援を図るため、高校入学支援金の支給を令和6年度より新たに開始する。(子育て支援課)	-	子ども・教育政策課

	ジェンダーギャップの解消	ジェンダー平等や女性の社会参画推進のため、関係機関と連携を図りながら普及啓発事業等を行います。また、ジェンダーギャップ解消の一環として、生理用品無料配布システムを区役所各階の女性トイレに設置しています。				○	-		ジェンダーギャップの解消に向けて、子どもを含め、区民、事業者へより広く普及啓発するために、事業内容の検討を行っていく。	企画課 子育て支援課 子ども・教育政策課
	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた区民、事業者向け事業を実施します。				○	-		ワークライフバランスの実現に向けて、子どもを含め、区民、事業者へより広く普及啓発するために、事業内容の検討を行っていく。	企画課
	女性の再就職支援	子育てや介護と両立して働きたい女性を支援するため、再就職イベントを実施します。				○	-		関係団体との連携を一層強め、よりニーズに合ったイベントを開催するとともに、支援を必要としている人への的確に情報が届くよう、広報を強化していく必要がある。	産業振興課
	教育・保育施設確保(再掲)	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。				○	-		今後の保育需要等を踏まえた上で、適切に定員管理を行うことにより、待機児童ゼロを維持していく。	保育園・幼稚園課
	学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。				○	-	(1)子どもたちが楽しくすごせるよう、子どもの声を聴きながら遊びや活動内容を工夫している。 (2)学童クラブで行うイベントや行事などについて、おたよりなどを通じてわかりやすく情報発信している。 (3)子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことができている。	学童クラブの入所申込数が増加傾向にあることから、区内の一部地域で待機児童が発生している。待機児童の解消を図り、放課後、子どもが安全・安心に過ごせる環境を整備していく必要がある。	育成活動推進課
主な取組②子どもの安心・安全の確保(計画冊子:P.131)										
重点事業	犯罪防止・交通安全	青色灯防犯パトロールカーの運行、地域の防犯パトロール団体への支援や中野区安全・安心(防犯)メールの配信を行います。また、子どもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。	子ども(中学生以下)の交通事故件数	44件 (令和3年度)	減少	45件	小学校、学童クラブ、児童館などの子ども関連施設や公園周辺を青色灯防犯パトロールカーで巡回し広報活動を行った。地域の防犯パトロール団体など、学校・家庭・地域や関係機関が連携して子どもの安全を守る活動に取り組んだ。 子どもたちの安全に関わる情報を電子メールで配信した。 警察署・PTA・学校と協力し、小学校低学年を対象に、交通安全教室を実施した。参加者に啓発用リーフレット、自転車事故防止反射材を配付した。	(1)- (2)自転車の安全利用に不慣れな小学校低学年の児童が自転車のルールを楽しく身につけられるよう、裏面にクイズを掲載した啓発用リーフレットを配付。 (3)犯罪防止、交通安全に関するルールの取得など、一定の効果があったと考える。	子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動や小学校PTA連合会による子ども110番の家事業の支援など、さまざまな取組みを行っていく。 子どもを交通事故の脅威から守るため、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を行って行く。	防災危機管理課
	通学路の見守り	全区立小学校の通学路上の危険と思われる箇所に通学路児童見守り交通安全指導員を配置し、登校時及び下校時の児童を見守り、安全を確保します。				○	-		-	学務課

事業	情報モラル教育 (再掲)	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育を推進します。		○	-	(1)SNS学校ルールを実践する際に、児童・生徒自身の言葉で実現可能な目標を立て、取り組めるようにしている。 (2)セーフティ教室等の機会を通して、児童・生徒が自分事として捉えることができるようにしている。 (3)情報を安全に利用するためのルールや方法について理解を深めることができた。	一人1台端末の活用が浸透してきている中、有効的な活用と危険性の両面があることについて、発達の段階に応じた指導が必要である。	指導室
	薬物乱用防止(再掲)	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作の表彰を行います。		○	-	(1)リーフレットの作成については、中学生にとって理解しやすい表現や構成を心がけた。子どもの意見をどう取り入れていくかは今後の課題である。 (2)協議会指導員が地区の様々なイベントで啓発活動を行った。大学と協働したり、中学生向けのリーフレットを作成し啓発活動を実施した。 (3)前年度に比較し、中学生からのポスター・標語の応募数が増加した。	子どもに対し、より効果的な普及啓発方法や意見を取り入れていく手段を協議会と連携して検討していく。	生活衛生課
	セーフティ教室 (再掲)	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。		○	-	(1)セーフティ教室で学習した内容を実践する際に、児童・生徒自身の言葉で実現可能な目標を立て、取り組めるようにしている。 (2)セーフティ教室の活動を通して、児童・生徒の実態に応じた内容となっているかを確かめている。 (3)児童・生徒の健全育成、防犯教育及び犯罪被害防止の一層の充実につなげている。	今後も、児童・生徒の実態に応じたセーフティ教室を計画・実施していく。	指導室
	受動喫煙防止	子どもの受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。		○	-	(1)今後、この事業の子どもの意見を諮る方法を検討していく。 (2)この事業は大人を対象としたものである。子どもの受動喫煙防止にかかるチラシを作成、予防接種の予診票に同封することで親世代への普及啓発をはかった。 (3)法及び条例に違反している飲食店等に対し指導・啓発を行うことで、子どもの受動喫煙の機会を減らすことができた。	受動喫煙による子どもの健康被害を防止するために、引き続き区民への普及啓発、法や条例の理解促進を図っていく必要がある。	保健企画課
	保育園等の在園児の安全対策	散歩時の交通事故や不審者の施設侵入を防止するため、警察署等と連携して研修や訓練を行い、職員の意識向上と対応力強化を図ります。		◎	所管の警察署と連携し、交通安全や不審者対応訓練を行った。		訓練については、毎年度行っているが、隔年実施にするなど実施回数について検討する必要がある	保育園・幼稚園課
	学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム(再掲)	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。		○	-		カードタッチ式の入退室管理システムを利用しているため、児童のタッチ忘れを防止するために職員の声掛けが必要な状況である。今後、システムを改修する際には児童、職員の負担軽減のため、カードタッチが不要なシステムの導入を検討する。	育成活動推進課
	避難所運営における子育て世帯への配慮	災害時の避難所運営等において、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進めます。		○	-		避難所における乳児の安全確保を目的とし、令和6年に乳児用段ボールベッドを新たに備蓄する予定である。	防災危機管理課

3号認定(0歳)

施設 事業実績	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需 要(人)	811	578	△ 233	842	580	△ 262	651	510	△ 141
確 保(人)	828	782	△ 46	843	758	△ 85	755	746	△ 9
認定こども園 保育園	657	639	△ 18	672	657	△ 15	655	655	0
小規模保育 家庭的保育等	70	68	△ 2	70	56	△ 14	55	50	△ 5
認証保育所等 (認可外保育施設)	101	75	△ 26	101	45	△ 56	45	41	△ 4

3号認定(1・2歳)

施設 事業実績	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需 要(人)	2,796	2,572	△ 224	2,933	2,594	△ 339	2,791	2,641	△ 150
確 保(人)	2,850	2,765	△ 85	2,942	2,825	△ 117	2,897	2,886	△ 11
認定こども園 保育園	2,451	2,394	△ 57	2,543	2,533	△ 10	2,606	2,605	△ 1
小規模保育 家庭的保育等	210	208	△ 2	210	183	△ 27	182	168	△ 14
認証保育所等 (認可外保育施設)	189	163	△ 26	189	109	△ 80	109	113	4

※各年度4月1日時点の数値

(2)地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと確保方策

■利用者支援事業

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み(か所)	5	5	0	5	5	0	5	5	0
確保方策(か所)	5	5	0	5	5	0	5	5	0
令和5年度事業実績	合計5か所 すこやか福祉センター 4か所 子ども総合窓口 1か所								

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み(人回)	226,794	145,856	△ 80,938	214,823	162,871	△ 51,952	204,393	181,880	△ 22,513
確保方策(か所)	25	25	0	27	27	0	27	27	0
令和5年度事業実績	合計27所 団体が実施する子育てひろば 9所 ふれあいの家 2所 児童館(ほっとルーム) 16所 ※ほっとルーム未設置だった児童館2箇所に、令和4年度からほっとルームを設置した。								

■妊婦健康診査

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需用見込み(人)	3,112	2,812	△ 300	3,138	2,631	△ 507	2,812	2,585	△ 227
延受診回数	40,456	37,982	△ 2,474	40,794	34,162	△ 6,632	37,962	37,739	△ 223
確保方策	妊婦健康診査等受診票による受診 受診後の償還払い(都外医療機関利用等) 妊婦健康診査14回、超音波検査1回、子宮頸がん検診1回								
令和5年度事業実績	妊娠届出者2,585人 平均健診回数 14.6回 (令和5年度より、超音波検査回数1回→4回に変更)								

■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需用見込み(人)	2,526	2,387	△ 139	2,529	2,262	△ 267	2,270	2,092	△ 178
確保方策	区職員、訪問指導員(看護師、助産師、保健師)による出産後早期の訪問 訪問実施数 令和3年度 2,260戸 令和4年度 2,178戸 令和5年度 2,193戸								
令和5年度事業実績	区から委託を受けた訪問指導員や区職員により、4か月以下の乳児のいるすべての家庭への訪問事業を実施。ニーズに応じて適切な支援につなげた。								

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する

年度		3年度			4年度			5年度		
		計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み(人日)	訪問相談	235	259	24	235	282	47	260	304	44
	養育支援ヘルパー	388	89	△ 299	388	282	△ 106	293	446	153
確保方策		①養育支援が必要な家庭の把握 ②保健師等による訪問相談 ③ヘルパーによる支援								
令和5年度事業実績		養育支援が特に必要と判断された家庭を保健師等が訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して、養育環境の維持・改善を図ります。								

■子どもを守る地域ネットワーク強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う

年度	3年度	4年度	5年度
実施体制(計画)	代表者会議:原則年1回開催 要保護児童サポート会議:適時開催 実務者研修の実施 個別ケース検討会議:必要に応じて随時		
令和5年度事業実績	代表者会議 1回 サポート会議 11回 実務者研修 3回 個別ケース検討会議 延68回		

■子育て短期支援事業(子どもショートステイ)

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み(人日)	414	434	20	423	601	178	495	596	101
確保方策(人日)	1,460	1,460	0	1,460	1,460	0	1,460	1,460	0
令和5年度事業実績	児童福祉施設 2施設、ショートステイ協力家庭 1家庭 0～3歳未満児 延296人日 3～15歳児 延289人日 ショートステイ協力家庭 延11人日								

■幼稚園における一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる

年度	3年度			4年度			5年度		
	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差	計画	実績	計画との差
需要見込み(人日)	118,065	89,623	△ 28,442	117,939	85,684	△ 32,255	81,007	98,279	17,272
確保方策(人日)	118,065	89,623	△ 28,442	117,939	85,684	△ 32,255	81,007	98,279	17,272
令和5年度事業実績	○幼稚園型一時預かり 延利用者 50,435人 区立幼稚園 2園 区内私立幼稚園 5園 区内認定こども園 3園 ○私立幼稚園での預かり保育 延利用者 47,844人 12園								

